

第 2 次射水市子どもに関する施策推進計画（素案）に対する意見募集結果について

1 実施期間

平成 30（2018）年 12 月 25 日（火）から平成 31（2019）年  
1 月 24 日（木）まで

2 寄せられた意見

意見等の提出者数 2 名

意見等の件数 7 件

3 意見等の概要及び意見等に対する市の考え方等  
別紙のとおり

No.	対象箇所等	意見等の概要	意見等に対する市の考え方	修正の有無
1	「第2次射水市子どもに関する施策推進計画と関連計画等」の「図」の表記等について(P3)	「＜国際＞児童の権利に関する条約」の「＜国際＞」の表記については、「＜国連＞」が適正と考えます。	「児童の権利に関する条約」は、子どもの基本的人権を「国際」的に保障するために定められた条約（国家間等の文書による国際的な合意のこと）であることから、現状のとおりとします。	無
2	「第2次射水市子どもに関する施策推進計画と関連計画等」の「図」における、条約、法律、条例及び計画の制定年月について(P3)	制定年月を明記してください。	制定年月を明記します。	有
3	「児童の権利に関する条約とは」について(P3)	日本が批准した年月を明記してください。	日本が批准した年月を明記します。	有

4	「第2次射水市子どもに関する施策推進計画と関連計画等」の「図」における、「射水市子ども条例」等について（P3）	「射水市子ども条例」「子ども・子育て支援法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を明記してください。	「射水市子ども条例」と「射水市子どもに関する施策推進計画」「子ども・子育て支援法」と「射水市子ども・子育て支援事業計画」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」と「射水市子どもの未来応援計画」との関係については、P2において詳細を説明していることから、現状のとおりとします。	無
5	「子どもの権利について知っている、聞いたことがある子どもの割合」について（P11）	当該割合を増やすためには、様々な組織等に働きかけることが非常に大切と考えます。具体的には、いろいろな地域組織のリーダーの方等に、子どもの権利に関する情報伝達等の担い手となってもらい、会合で話してもらおうといったことが考えられます。こうした取組が、市民にとって子どもの権利に関する理解を深めていく近道だと考えます。	本計画において、子どもの権利の啓発推進として、啓発活動の実施や学習機会の提供といった取組について明記しています。 また、地域社会等に対し、子どもの権利に関する啓発資料の配布や学習機会の提供について拡充を図っていきたいと考えています。	無
6	全般的な意見	本計画は、18歳未満の子どもを対象としていますが、高校生等（16歳から18歳未満まで）に関して一言も触れられていないことから、施策推進の考え方について、国や県の計画等の適用有無も含め、何らかの説明が必要と考えます。	本計画では、高校などの教育施設設置者においても、子どもを守り育てていくことが必要と定めており、高校生等16歳から18歳未満までの子どもについても広く含めたものとなっています。 市では、これまでも、高校生等に対して、子どもの	有

			<p>権利に関するリーフレットの配布等といった取組を実施していることから、取組の内容の中に「高校」等を記載します。</p> <p>なお、国や県の計画等については、「P3」に記載している「第2次射水市子どもに関する施策推進計画と関連計画等」の「図」のとおり、本計画においては整合性を図っていることから、現状のとおりとします。</p>	
7	全般的な意見	<p>本計画は、富山県が策定する「かがやけ とやまっ子 みらいプラン」と整合性を図っています。</p> <p>なお、当該プランは、「子ども・若者育成支援推進法」等に基づく計画であることから、富山県は子ども・若者支援地域協議会を設置しています。</p> <p>こうしたことから、射水市も子ども・若者支援地域協議会を設置すべきと考えます。</p>	<p>内閣府の「子ども・若者支援地域協議会設置・運営方針」によれば、当該協議会は、必要に応じて関係機関等が連携し、子ども等への支援を効果的かつ円滑に実施するよう努めるものとしています。</p> <p>本市では、これまでも、本計画等に基づき、関係各課や関係機関との連携のもと、子ども等に対する支援を実施しており、引き続き、適切に対応していきます。</p> <p>あわせて、県等の動向について、注視していきます。</p>	無

第2次射水市子どもに関する施策推進計画（案）は別添のとおり。